撮影支援に関する同意書

依頼者は、いばらきフィルムコミッション(以下「当

団体」)に撮影支援を依頼するにあたり、以下の同意

事項を了解し、遵守するものとします。

1. 依頼者の一般的義務

•依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮

影その他の活動(以下「撮影等」)を実施する

ものとします。

•依頼者は、撮影等において、法令等を遵守する

ものとします。当団体は、依頼者が法令遵守を

していないと判断した場合に、撮影支援を中止

することがあります。

•依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ

支援を実行するために必要な協力又は作業を行

うものとします。かかる必要な協力又は作業が

行われない場合には、当団体は、撮影支援を実

行しないことがあります。

•依頼者は、当団体との連絡にあたる担当者を明

確にし、変更があった場合には直ちに通知する

ものとします。

1. 事故等の防止

•依頼者は、事故を防止するための最善の注意を

し、必要な措置を取るものとします。

•依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブ

ルが発生したときは、警察、消防等への通報を

含む適切な措置をとるものとします。

•撮影等に関して事故その他のトラブルが発生し

た場合であって、依頼者が適切な措置を取らな

いと当団体が判断したときは、依頼者は、当団

体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものと

します。

•撮影等に関して事故その他のトラブルが発生し

たときは、依頼者は、当団体に対して速やかに

当該事故その他のトラブルを報告するものとし

ます。

1. 保険

•依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象と

する損害保険に加入するものとします。

•依頼者は、当団体が紹介したエキストラ、出演

者、スタッフその他撮影等に参加する者(以下

「参加者等」)を撮影等に参加させる場合に

は、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含め

るものとします。

•依頼者は、当団体の求めがあった場合は、保険

証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加

入したことを証明する書面を当団体に提出する

ものとします。

1. 地域住民の合意形成、現地における調整等

•依頼者は、撮影等について、地域住民の合意形

成がなされるような必要な最善の措置を取るよ

う努めるものとします。当団体は、かかる合意

形成のための措置に関して、依頼者に助言を行

うことがあり、依頼者はかかる助言に基づき必

要な措置を取るよう努めるものとします。

•依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現

場である土地建物等の所有者又は管理者等から

必要な許諾を事前に得るものとします。

•依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間

照明その他撮影等現場周辺の地域住民等の迷惑

となる行為を行なう必要がある場合は、事前に

説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得

られるよう努力するとともに、住民等への迷惑

を最小限にとどめるために合理的に必要な措置

をとるものとします。

•依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及

び集まることが予想される場合には、合理的に

必要とされる警備及び交通整理を行うものとし

ます。

•依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指

示を遵守するものとします。

•依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害

を与えることがないように努めるものとしま

す。また、撮影等に用いる施設に対して、改

造、造作の設置その他加工を加える必要がある

場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等

の承諾を得なければならないものとします。

1. 第三者との関係

•依頼者は、当団体が紹介した参加者等につい

て、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依

頼者の責任で行うものとします。

•依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等

との間で行う契約の締結その他の取引は、すべ

て依頼者が自己の責任において行うものである

ことを理解し、かかる契約を遵守するものとし

ます。依頼者がかかる関係者等との間でトラブ

ル・紛争が発生した場合でも、当団体は一切の

責任を負わないものとします。

1. 計画

•依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュー

ルその他撮影支援に必要な情報及び資料を、当

団体の求めに応じて事前に当団体に提出するも

のとします。

•依頼者は、当団体に提出した撮影内容、撮影ス

ケジュールその他の計画に変更が生じた場合に

は、直ちに当団体に通知するものとします。

1. 原状回復等

•依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用い

た場所又は施設等を速やかに原状回復させ、か

つ清掃するものとします。

•依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影

等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、

当団体に撮影等の終了を報告するものとしま

す。

1. 撮影支援の実行

•当団体は、依頼者が求める撮影支援を実行する

よう努めるものとします。

•具体的な撮影支援の実行にあたっては、依頼者

と当団体は必要な事項について誠実に協議する

ものとします。

1. 損害賠償

•依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与え

た場合には、かかる損害を法に従って賠償する

とともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者

に適切に対処し、当団体に対していかなる請求

等をしないものとします。

•依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依

頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するも

のとします。

1. 免責

•当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力するも

のであり、依頼者又は第三者が撮影等に関して

いかなる損害を被った場合であっても責任を負

わないものとします。

•依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を

負担するものとします。当団体は、撮影等に関

する費用について責任を負わないものとしま

す。

•依頼者は、撮影支援の結果、撮影等に必要な許

可、同意、協力その他十分な撮影支援の成果が

得られない可能性があることを理解し、承諾し

ます。当団体は、撮影支援の成果が依頼者にと

って十分でないことについて責任を負わないも

のとします。

•当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ

支援の依頼を受けても、撮影支援を実行できな

いことがあります。当団体は、依頼を受けたロ

ケ支援を実行できないことについて責任を負わ

ないものとします。

•依頼者が、当団体の撮影支援に必要な協力若し

くは作業を行わず、又は当団体の要請に応じな

い場合には、当団体は、当団体が撮影支援を実

行しないことについて責任を負わないものとし

ます。

•当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等

と依頼者との間における契約その他の取引につ

いて責任を負わないものとします。

1. 広報

•当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知を

行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製

作風景の紹介、作品情報や公式サイトの紹介、

独自ポスターの作成その他の方法で当団体の広

報に用いることがあります。

1. 要請事項

•当団体は、依頼者に対し、以下の要請をするこ

とがあります。依頼者がかかる要請に応じない

場合には、当団体は依頼された撮影支援を実行

しないことがあります。

1. 当団体による撮影等現場の撮影(出演者が

映りこまないものに限る)を許可するこ

と。

1. 当団体に撮影等の成果物を提出すること。
2. 作品に当団体のクレジットを入れること。
3. 地元メディアによる撮影等現場の取材を承

諾すること。

1. 撮影による経済効果測定のためのアンケー

トに協力すること。

年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| 社　名：　 |

|  |
| --- |
| 代表者： |